

海外司法スケッチ

★ ★ フランスの参審制

～みんなで出した判決～



いよいよ裁判員制度が始まります。

裁判員候補者名簿に登載された方はもとより、そのほかの皆さんもこの新しい制度に期待と不安をお感じになっていることと思います。

私は、一昨年、フランスに出張し、パリを中心に、近郊のヴェルサイユ、北部のドゥエ、サントメールなどで参審裁判を傍聴するとともに、多くの参審員の方々にインタビューをして、同国における市民参加型の司法制度の実情を調査して参りました。

その際、参審員の方々が、最初は不安などを口にされていたのに、判決を言い渡して、その任を終えると、参審裁判に参加してよかったというような感想を述べられるのに接

しました。

そこで、わが国の裁判員制度との異同等を含めて、フランスでの体験の一端をご紹介します。

参審制は、裁判官と参審員が一つの合議体を形成して、犯罪事実の認定や量刑のほか法律問題についても判断を行う制度です。わが国の裁判員制度は、裁判官と裁判員が一つの合議体を形成して、犯罪事実の認定と量刑を行いますので、参審制に近い制度といえます。

とりわけフランスの参審制とは、法定刑の重い犯罪を対象とする点、参審員・裁判員候補者が選挙人名簿から無作為に抽出される点、参審員・裁判員が裁判所に出頭した候補



【ヴェルサイユ重罪院の法廷】



【ヴェルサイユ重罪院の評議室】

者の中からくじで選ばれる点でよく似ています。もっとも、フランスでは、合議体が裁判官3人、参審員9人で構成されるのに対し、わが国では、裁判官3人、裁判員6人です。また、フランスでは、参審員候補者を年数回の参審裁判の開廷期毎に選出して呼び出しますが、わが国では、裁判員候補者を1年毎に選出し、事件毎にその中から一定数を呼び出します。なお、参審裁判が行われる裁判所は、重罪院と呼ばれることがあります。添付した写真はその呼称によりました。

ところで、フランスでは、1789年の革命以降、市民参加型の裁判が200年以上にわたって行われています。

しかし、このような歴史を持つフランスにおいても、呼び出しを受け、裁判所に出頭したばかりの参審員候補者にインタビューをすると、仕事との兼ね合いが難しいとか、自分が責任を果たせるか不安だというような発言をされていました。

ところが、判決言渡しを終えて、その任を終えた参審員に参審裁判の感想をお聞きすると、多くの方々が参加してよかったとおっしゃっていました。中には、司法制度に対す

る信頼が高まったというような感想を述べる方もいました。

こうした発言の変化は、どのようなところから生じるのか。正確な分析は出来ませんが、サントメールの参審員の方が「評議では必ずしも意見が一致したわけではないが、参審員の中に団結意識が感じられ、判決はみんなで出したと実感できた」と述べていたところが、一つの答えではないかと思いました。参審員の方々が、合議体として適正な結論を出すために、一体感を持って意見を交換し、その結果、一つの結論に至った。その充実感のようなものが参審裁判への感想を良好なものにしている。そのように考えられないでしょうか。

わが国でも、早ければ7月中に裁判員裁判が行われると思います。私は、フランスでの体験を経て、裁判員の任を終えた皆さんに裁判員をやってよかったと言っていただけのような裁判をしたいという思いをいっそう強くしました。そして、そのような裁判をするためのキーワードの一つは、「みんなで出した判決」ではないかと思っております。

(大分地方裁判所判事 宮本孝文)